

お客さまへ

平成29年8月25日
株式会社 筑邦銀行

個人番号の利用目的の変更（追加）について

株式会社筑邦銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報保護法第15条2項および第18条第3項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（下線部分の「預貯金口座付番に関する事務」を追加）することをお知らせいたします。なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からいたしますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◆個人番号の利用目的

当行は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」に基づき取得するお客さまの個人番号を、当行の金融商品やサービスに関する法定調書（支払調書等）の作成事務、その他法令に定められた目的の範囲内において取り扱います。

個人番号について、上記以外の目的で取得・収集・利用・保管・第三者への提供はいたしません。

◆当行がお客さまの個人番号を取り扱う事務の範囲

- ・金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ・国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ・非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ・預貯金口座付番に関する事務
- ・金融商品取引に関する口座開設の申請、届出事務
（少額投資非課税制度等の利用申請、届出事務等を含みます）
- ・金融商品取引に関する振替機関等への提供事務 など

◆お客さまの個人番号が必要な取引

次のお取引を行う際に、お客さまの個人番号が必要となります。

- ・投資信託、公共債など証券取引全般
- ・マル優、マル特
- ・財形貯蓄（年金、住宅）
- ・預貯金口座
- ・教育資金贈与専用口座
- ・外国送金（支払、受取） など

◆安全管理措置について

当行は、お客さまの個人番号について、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

以上